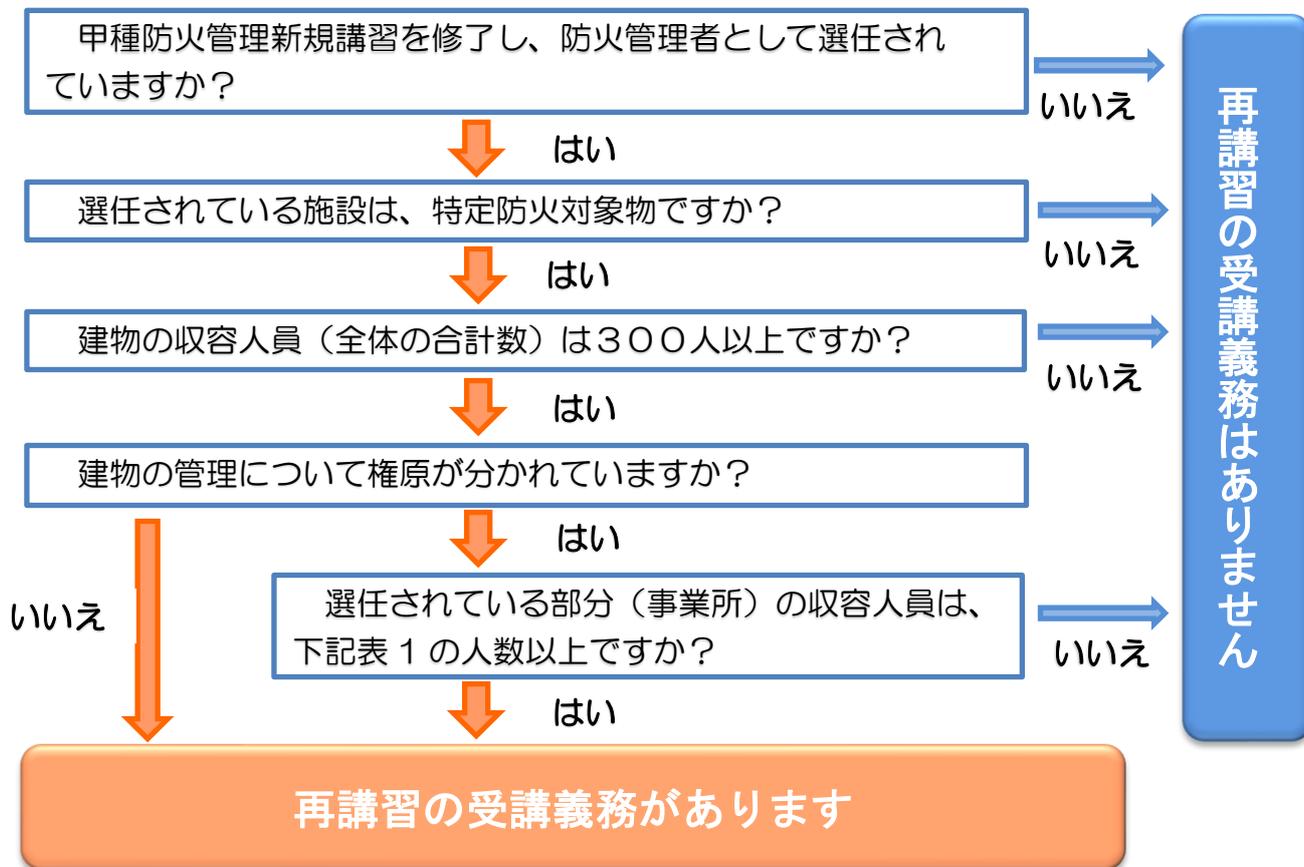


甲種防火管理再講習の受講義務等について

映画館、遊技場、百貨店、飲食店、ホテル、病院、雑居ビルなど不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物：次ページの表を参照下さい）で収容人員（建物全体の合計数）が300人以上の防火管理者は、5年ごとに甲種防火管理再講習（消防法施行規則第2条の3第3項）の受講が義務付けられています。

<甲種防火管理再講習の受講義務の有無について>



<表1 甲種防火管理者の選任が必要な事業所>

事業所部分の用途等	特定防火対象物		非特定防火
	社会福祉施設など	左記以外	
事業所部分の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上

◆詳しくは、こちらまでお問い合わせ下さい◆
 塩釜地区消防事務組合消防本部予防課
 ☎022-361-1617

特定防火対象物について

(消防法施行令別表第1抜粋)



塩防くん

項		用途
1 項	イ	劇場・映画館・演芸場等
	ロ	公会堂・集会場
2 項	イ	キャバレー・カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場・ダンスホール
	ハ	風俗営業等施設
	ニ	カラオケボックス等
3 項	イ	待合・料理店等
	ロ	飲食店
4 項		百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗等
5 項	イ	旅館・ホテル・宿泊所等
6 項	イ	病院・診療所・助産所
	ロ	老人ホーム・障害者支援施設等入所施設
	ハ	ディサービス等通所施設、保育園等
	ニ	幼稚園・特別支援学校
9 項	イ	蒸気浴場(サウナ・岩盤浴)
16 項	イ	特定用途のある複合施設
16 の 2 項		地下街
16 の 3 項		準地下街